

令和4年度 高山市職員定年前早期退職募集実施要項

多様な働き方の実現など職員の自発的な早期退職の意向を尊重し、その機会の提供を行うとともに、職員の年齢別構成の適正化等を図ることを目的として、高山市職員の退職手当に関する条例（昭和36年高山市条例第10号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定に基づく定年前早期退職募集を下記のとおり実施する。

1. 募集範囲 令和5年3月31日において年齢45歳以上59歳以下の一般職に属する職員（募集期間において、医師、歯科医師及び獣医師である職員並びに他団体に長期派遣中の職員（古川国府給食センター以外の派遣職員に限る。）及び他団体から派遣又は割愛により高山市に勤務している職員を除く。）
2. 募集人員 若干名
3. 退職期日 令和5年3月31日
4. 募集期間 令和4年9月20日（火）～ 令和4年10月19日（水）
5. 応募手続 募集期間中に別紙の応募申請書（別記様式第1号）を所属長へ提出し、所属長より総務部総務課長へ提出すること。
なお、応募を取下げの場合は、速やかに別紙の取下げ申請書（別記様式第2号）を所属長へ提出し、所属長より総務部総務課長へ提出すること。
6. 優遇措置
 - ・ 勤続年数に応じて定年退職に適用する支給率により退職手当額を計算（普通退職の支給率を定年退職の支給率に変更）
 - ・ 定年に達する日から6月前までに退職する職員のうち、退職すべき期日において勤続20年以上（条例第7条の規定の計算による。）で、かつ年齢が45歳以上の職員にあっては、早期退職1年につき3%（定年1年前の早期退職の場合は2%）を退職日給料月額に加算
7. 通知等 応募の認定又は不認定は、令和5年1月末までに該当職員に通知する。
8. その他
 - ・ 募集範囲において募集の対象外とする者のほか、条例第8条の2第9項各号に掲げる職員は、この募集実施要項による早期退職募集制度に応募することはできない。
 - ・ 条例第8条の2第11項の規定により、応募のあった職員に対し認定を行わない旨の決定をする場合がある。
 - ・ 認定を受けた応募者が、条例第8条の2第16項各号のいずれかに該当する場合は、認定の効力を失う。
9. 問合せ先 総務部総務課人事・研修係
電話：0577-35-3133（直） 内線：2475